

Title	ホッブズ経済思想の一考察(一) : 自然法とイギリス重商主義研究への序説
Sub Title	A study of the economic thought of Thomas Hobbes : introduction to the study of the natural law and British mercantilism
Author	梅谷, 泰夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.3 (1955. 3) ,p.218(34)- 236(52)
JaLC DOI	10.14991/001.19550301-0034
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550301-0034">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550301-0034</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ホッブズ經濟思想の一考察 (一)

——自然法とイギリス重商主義研究への序説——

梅 谷 泰 夫

戦後、絶対主義に關する研究、特に市民革命との關聯に於て絶対主義の問題に論究が向けられた。多くの論者が之等の問題に對し、近代自然法論の研究を通じて、特にイギリスの經驗論に對する研究が、ドイツ觀念論に——特にカントに對して——對比するものとして取り上げられた。其處ではイギリス市民社會に對する客觀的洞察と實踐的役割が統一的に問題の正面に向けられた。そこで、イギリス經驗論を取り上げる場合にも、また、對象を具體的、全面的に捉へるといふ具體的實踐的立場に立つ傾向をもつた。

トマス・ホッブズ (Thomas Hobbes) もこの新しい問題解決の糸口として戦後多くの論者により研究の矢が向けられた。ホッブズをば、その理論を經濟論の中で持つ役割を、特に經濟論を市民社會の歴史的構造の中でその特質と結びつけて明かにする事が必要だと思ふが、その點に就いては、特に、ボルケナウの研究に據つて行はれた。彼の提起せる問題は『ブルヂョア國家思想の代表者が、如何にして同時に、スチュアート王權の反動イデオログたり得たか』

といふ命題に示された。そこでホッブズの所謂、ヤームスの性格について、ホッブズ理論性格の本質を、今ホッブズの社會哲學を通して經濟論の持つ意味を展開し、更にイギリス重商主義の理論的背景としての意味を追求して見よう。今その手懸りとしてホッブズの社會哲學を通じて彼の『自然狀態觀』と經濟論につき展望してみよう。

註 F. Borkenau, Der Übergang vom feudalen zum bürgerlichen Weltbild, 1934.

### 二

彼の自然法に關しては別稿に譲るとして、先づ彼のいわゆる『自然狀態』につき少し考察を加へて行こうと思ふ。ホッブズに於てその政治理論の出發點は、自然狀態に於ける個々人である。そして彼等は個々人は「肉體力に於いても精神力に於ても同等であり」<sup>①</sup> 精神的能力の差異というも、結局は修練の賜であるに過ぎず、生得のものとしてならばその差は肉體的能力に於ける場合よりも以上に小である。それ故に「能力が平等であれば、目的達成の欲望も同等であり……各人はすべてのものに對し平等の權利を有している」<sup>②</sup> とされる。そしてホッブズにとつては個々人の自然的平等こそが出發點である。「自然はすべてのものに對する權利を各人に與へた」もしくは「自然はすべてのものをすべての人に與へた」<sup>③</sup> という主張はホッブズに據れば「經驗によつてあらゆる人間に知られ、何人によつても否定し得ない」<sup>④</sup> 自明の事實にすぎない。そしてかかる事實を疑うというのも「殆ど大抵の人間が、賢明さという點では、俗衆に比し自ら大いにすぐれているとなす空しいぬぼれ」<sup>⑤</sup> がさせるわざであると皮肉る彼は、同時に又、却つて逆説的に「各人がめいめいに授けられた能力に満足しきつていふという事程、能力が平等に與へられていることの徴になるものは一般にない」<sup>⑥</sup> として個々人の自然的平等を強く主張した。

ホッブズの理論の出発點たる自然状態に於ける個々人が、右のように、夫々の権利を主張して相譲らざるところ、所謂 *Bellum omnium contra omnes* が發生し、そこには社會はなく國家もない、しかも、纏てかかる秩序ある關係集團が生れてくるのは、結局は、個々人が、この戦の状態を自覺的に否定し、平和を求めて社會、國家を造るからに他ならないのである。かくしてホッブズにおいては、自然的に平等であつた個々人はまた國家を造る個々人であつた。シュトラウスが指摘したように、<sup>⑦</sup>ホッブズに於ける人間は、創造され、特定の秩序の中にはめこまれたフィルム1的存在ではなく、何よりもそれを創り出してゆくものとして把握されて居た。それ故にこそホッブズは、リヴァイアサンと名づけられた國家を「創り出された……人工的人間」(by art is created that great Leviathan……, Which is but an artificial man……)と呼び、その書の副題にもある「材料」(matter)と、これを加工する工匠 (artificer) をともに人間であると考へたのであつた。

この様な社會國家を造るものが個々人であるとするならば、彼等は、この行爲を遂行するのに、何を以て導きの糸とするのであるか。既に述べた様に、萬人の萬人に對する闘は、各人が自己竝に家族成員の生命の保存及び之に必要な一切の事をなす自然權 (natural Right) を與へられ、その好む所に行動してやまざるところに發生する。この戦の結果各人の生命の安全は失われ、本來の目的たる生命の維持保存が却つて脅かされるに至り、平和を求め、之を保證する機關として國家權力を造るに至るのであるが、「平和を求めよ」と告げるものは、ホッブズに依れば「理性の聲」に他ならない。理性に依つて人は據るべき準則——平和を尋ね、之を追求すべし——を與へられる。そしてこの理性に依つて獲得された準則こそがホッブズにとつての自然法に他ならない。<sup>⑧</sup>理性の光に導かれ、人はこの自然法の第一條から次々に他の條規を演繹し、いわゆる社會契約を結び、遂には國家機關を造り上げて、「暗黒から光明の世

界」<sup>⑨</sup>に到着しうるのである。フィルムに於ては、アダムの前から神に依つて定められた秩序こそが自然法なりとするトマスの解釋を一步も出ないのに較べてホッブズは、自然法は、既に與へられたものとしてではなく、自然物という基礎の上に獲得せられ、所謂「自然法の近代化」が行はれることに注目せられねばならぬ。<sup>⑩</sup>

註① Leviathan, Chap. 13. p. 110. (W. Molesworth による全集版)

② ibid., Chap. 14, pp. 116—117.

③ De Cive, Chap. 1, pp. 9—11.

④ Leviathan Part 4. Conclusion pp. 710—711.

⑤ ibid., Chap. 13, pp. 110—111.

⑥ ibid., Chap. 20, pp. 186—187.

⑦ L. Strauss, The political philosophy of Hobbes, 1936 pp. 7—8.

⑧ Leviathan, Introduction IX—X.

⑨ ibid. Chap. 13. p. 115 ff. p. 147.

⑩ De Cive, p. 13. De Cive. Ep. Ded., ii—vii.

⑪ Filmer, Patriarcha Patriarcha: or the Natural Power of Kings. London. 1680. p. 21.

⑫ Lubiensti, Die Grundlagen des ethisch-politischen Systems von Hobbes. München. 1932 SS. 134—196.

然らば、ホッブズに於ては、國家は、民衆が萬人が「萬人に對する戦い」から脱して、平和を確保するための機關なのであり、主權者はすべての個々人からその權能を委託された代表者なのであるから、<sup>⑪</sup>主權者が一個人に限定されねばならぬ理由は元來存しない。それ故に主權者を表はすのに「一個人若しくは會議體 (man, or assembly of man) なる言葉を常にホッブズが使用し、又政體を分つて當つては「主權は一個の人間に存するか、もしくは一人以上の集合體に存するかである。」<sup>⑫</sup>といい、「代表者は一人又はそれ以上でなくてはならぬ。一人以上の場合ならば、全體又は一

部分の集會體がそれである」として述べているところから、彼が君主制・民主制・寡頭制の三種の政體に、價值序列上の差を與えていないことは明瞭であり、事實又、「この三種の區別はその権力の點にあるのではない。」「それら（三種の主權）の権能は相等しい」といふ切つてゐる所からも、このことは疑う餘地はない。

とはいえ、ホッブズは、周知の如く、三種の政體のうちで君主制が最良のものであることを主張した。しかしその論據は、君主制が自然の律法とか神のおきてに適つてゐるからというのでは決してない。此の點に關し、彼のいうところは頗る明晰である。曰く「全宇宙が唯一の神によつて統治されたからとか、古代の族長が他の何れにもまして君主制を良しとしたからとか………創造の業をなすに當り神自身が造つた家父長的統治が君主制であつたとか………いつたような議論は、成程君主政が中でもすぐれていることを主張するものであるが、先例や考證によつていて、確固たる理論に基くものではないから、とり上げずに、棄てておこう」と。然らば、彼は何をもちつて優劣をまめる基準としたのであるか。彼の云うところを聽こう。「三種の國家の差は………、その爲に國家が造られた所以である。平和並に國民の安全を産み出すのに適當し、その態勢がととのつてゐるか否かに存する」と。端的にいへば、平和の確保の爲の便<sup>⑧</sup>、あるいは、國家の行動の決定に當つての思考が、多數者によつてなされるか、練達の上によつてなされるか未熟なものによつてなされるかの相違なのである。だから、結局は、誰に主權があるかと云うよりも、主權者の命をうけて活動する吏僚の能力が問題となるといつても決して過言ではない。かくして、ホッブズが、以上の點から君主制の優位を主張するとすれば、それは全く技術的な理由に基くものであり、しかも必ずしも、絶對的なものではないことをわれわれは知りうるのである。

註① Leviathan, Chap. 17, p. 158, 159.

- ② ibid., p. 159 et passim.
- ③ ibid., Chap. 19, p. 171.
- ④ ibid., Chap. 19, pp. 173—175.
- ⑤ Röniss, Thomas Hobbes, Leben und Lehre, S. 252f.
- ⑥ De Cive, Chap. 10, p. 129.
- ⑦ Leviathan, Chap. 19, p. 173.
- ⑧ De Cive, Chap. 10, 129, p. 140.
- ⑨ ibid., Chap. 10, p. 141.

以上の事より、ホッブズを所謂當時の他の絶對主義者——一般に帝王神權論として當時未だかなり力を持つていたのだが、ジェームズ一世の所説等もそれだが——の考へ方とは可成の根本的差異を持つものであるが、ホッブズの社會哲學に就いて、ホッブズの考へ方をフィルマーと比較するならば、フィルマーは中世的身分的秩序を擁護するものであり、一方はまつたく之に捉はれる事なく合理主義的統治を主張するものである。かく考へるとホッブズは、所謂通説に云われた如き教科書的絶對主義者ではなくなる。逆の解釋すら生じて來る。彼の思想の近代的面を重視する考へ方がそれである。ユリアス・リップスの所論がそれである。彼によれば「國家の始源的形態はデモクラシーであり」又「ホッブズにおけるデモクラシーの根本原則は見紛うべくもない」と。

註 J. Lips, Die Stellung des Thomas Hobbes zu den Politischen Parteien den Grossen Englischen Revolution, S. 43, S. 99.

さて既述した如く、ホッブズ理論の出發點は、自然状態に於て相互に戦う個々人であつた。それらの個々人は、均しい能力・同一欲望を有し、平等な權利を主張するものであり、自己の欲するままに振舞う、絶對的自由の所有者で

あるとされた。しかし、自由や平等という言葉ほど、抽象的で、どのような内容をも盛ることの出来るものはないとするならばホッブズにおける個々人の自由なり平等なりはどのような意味をもつていたかが問はねばならない。その爲には吾々は、先づ「自然状態」なるものが何を意味しているかを知らなくてはならないだらう。けれど「自然状態」こそはホッブズに従へば、個人が自由と平等も制限なく享受しうる場だからである。

ホッブズのいわゆる「自然状態」については種々の解釈があつて、それも原始蒙昧の段階における人類の状態を意味するものと考え、しかもかかる観方は史實に反しているが故に、彼の體系は誤つていふ様な解釈は、ホッブズの「自然状態」についてのいわば古典的解釋であるといえよう<sup>①</sup>。成程ホッブズ自身が、自然状態の一例として「アメリカの多くの地における野蠻人」の生態を擧げていることなどは、こういつた解釋の可能性を生ぜしめるものではあるが、しかもなほ彼のいう處に、深く注意して耳を傾けてみると、自ら異つた見解が生ぜざるをえない。

それではホッブズは「自然状態」という表現によつて何を意味しやうとしたのであろうか。彼が「人間の自然の状態は……専ら闘い——しかも單なるそれではなくて、萬人と萬人とに對する闘いに他ならなかつた」といい、或はまた、更に簡略に「全くの自然状態における萬人の萬人に對する闘い」という表現を採つてゐる事から極めて明瞭であるように、自然状態とは、實は「萬人の萬人に對する闘い」の状態を意味するに他ならなかつたのである。しかもホッブズによれば、闘の状態というも、それは現實の「格闘や、闘争の行爲のみに存してゐるのではなく、格闘に訴えて争う意味が充分明らかである」換言すれば「疑うべくもなく、闘わんとする態勢にある状態」にあるだけで充分であり、「それ以外の状態」が平和なのであつたから、彼の自然状態とは、結局、「平和にあらざる状態を意味する表現であつたといえるだらう」。

然し、ホッブズは「自然状態」なる語を以て單なる「闘いの状態」のみを表現せんとしたのではなかつた。「公共の法のないところ、すなはち全くの自然状態<sup>②</sup>」といい、或はまた「單なる『自然状態』すなわち、人間が、何等かの協約或は約束に依つて自らを拘束してしまふ以前の状態」といつてゐることから明かな様に、この場合の自然状態とは法律にせよ、協約にせよいかなるものにせよ人間が拘束されず、自己の判断に従つて好むところをなしうる状態であつたといえるのである。そうして「政治的社會を缺いてゐる人間の状態——それは、吾々が自然状態と呼んで然るべきものであるが——は全く萬人の萬人に對する闘いに他ならない」という彼の言葉に明かな様に、闘いの状態と無制約状態とはまさに同一のもの自然状態の二つの面であつた。更に云うならば、更にホッブズの「自然状態とは、人類時代の或古い時代を表はすのではなくして、個人の行爲に社會的制約がなくして、個人の行爲に社會的制約がなく、かかる無制約の個々人が絶えずあからさまに、あるいはひそやかに、相闘つてゐるといふ、頗る特殊な社會状態を意味するものであつた。そうして「全くの自然の状態、換言すれば、誰でもが主権者でなければ臣民でもないという連中が全然自由であるという状態——それは無政府であり闘いの状態である。」と述べてゐる事が明かな様に、彼のいふ社會的制約とは何よりも主権の拘束であつたといふのであらう。そうして見ると、彼の自然状態とは、つまるところ、主権の拘束が弱まり、秩序の保てなくなつた政治社會を意味するものに他ならなかつたといえるのである。

自然状態がこの様なものであるならば、それはギリシャ・ローマの世界にもあり、中世にもあつたと一應いふであらう、しかしホッブズが出発點とした『自然状態』は、實は決してその様なものではなく、特定の時代を意味してゐた。というのは、元來、彼が政治哲學を著わそうとする意圖、或は彼の構想と、この『自然状態』という概念とは頗る密接な關係を有していたからである。所論の中に自ら明かになる様に、ホッブズの政治哲學の第一の關心事は

「黄金の時世たる平和」<sup>⑩</sup>の確立であり、最も忌むべきは「公共の平穩が攪亂」<sup>⑪</sup>される事であつた。しかも、この嫌わしい争亂が生ずるといふのも、誤つた政治論が横行しているからに他ならなかつた。之こそ多くの不正、殺害、流血の惨の原因である。若し確固たる論理の上に云う權威ある學説が生れたならば、平和への大道が示されるであらう。この様に考へたホッブズは、既に無力となつた傳來のスコラ哲學を去つて、新たなる方法に基く政治哲學の獲得を目ざした。そうしてそれた彼の全哲學體系の三部作たる “De Corpore,” “De Homine,” “De Cive,” の最後の部分を占める事になつていたのである。

然るにこの三部作中、最初に世に出たものは、リヴァイアサンの前身といふべき市民論(一六四二年)であつた。この間の事情をば彼は「(私の三部作の著作にいそんでいる)その間たまたま、内亂の勃發する數年前からわが國は統治權と臣民たるものの當然の服従とについて問題が沸きたつた。それはまさに近づきつつある内亂の前兆であつた。之が他の問題をさしおいて、私から第三部を奪い取つた原因である」<sup>⑫</sup>この様に彼の論體が、まさに「現時の混亂を機縁とし」つつ平和の大道を示すものであつた以上、彼の思考が「經驗により充分に知られている」——勿論これがホッブズの學問的方法ではあつたが——「鬭争状態——自然状態から出發したとするならば、この自然状態こそは、「現時」すなわち、ピューリタン革命を絶頂となす當時の西歐就中、イギリスの政治的社會的状態を意味していたことも早明かであらう」<sup>⑬</sup>。

註① かかる見解の代表的なものはヘンリー・メインである。

H. Maine, *Ancient Law* Chap. IV, V, IX. 重松俊明「ホッブズ」二一〇頁以下。

② *Leviathan* Chap. 13, p. 114.

③ *De Cive*, Chap. 1, p. 11.

④ *ibid.*, Chap. 10, p. 64.

⑤ *Leviathan*, Chap. 13, p. 113.

⑥ *Leviathan*, Chap. 29, p. 310.

⑦ *De Cive*, Chap. I, pp. 9—10.

⑧ *ibid.*, Preface xvii.

⑨ *Leviathan*, Chap. 31, p. 343.

⑩ *De Cive* xiii.

⑪ *ibid.*, xxi.

⑫ *Of. ibid.*, xi, ff.

⑬ *ib. id.*, xx.

⑭ *Leviathan*, conclusion, p. 713.

⑮ ホッブズの「自然状態」が一見して超歴史的存在であるという俗見に對し——實は極めて『歴史的』性格を有していたという點については、シュトラウスが力説しているところである。(Strauss, *op. cit.*, pp. 102—204)

なほホッブズの『自然状態』とウェバーの『理想型』との類似を説く重松氏(前掲書一八五頁)は、やや、早急な結論に陥つていないだろうか、けだし兩者はその有する意義が全く異つてゐるからである。

右の様に自然状態に於て人間の本性が、何等の拘束をも受けず、自然のままに發揮せられる結果、鬭争状態が惹き起されるものとするならば、鬭争の原因となる人間の本性とはどの様なものであらうか。

既にふれた如く、ホッブズの説く所によれば能力の自然的均等の故に、目的達成のための希望を達成せんが爲に、互に競り合い、相互に屈服せんとなつとめる。かくして相互の競争は諍いに導く。この様に人間は、相互にせり合つて相争うが、更に進んで人は他人の生命自由をも侵害せんとするに至る、そして侵略したものは他人から侵略される事

を想わなくてはならない。かくして人には不信の念を抱いて警戒せざるをえない。のみならず豫測される危険を未然に防ぐために、危険はもはやないと安心出来る様になるまで、他人を自己の支配下におこうとつとめる様になる。かくの如く、不信の念は、人々の相互に征服しあう原因となり、鬭争の原因となるという。更に又、これ自分らを評價すると同様の評價を他人からも期待し、萬一、他から輕蔑や輕視をうけた場合は、かかる人間に對してより高い再評價を強請してやまない。その結果、人は相互に他を強制しあう。即ち名譽を求むるの念が人をして相諍うにいらしめる<sup>①</sup>。かくてホッブズは結論して云う「人間の本性には諍いの原因として主なるものが三つあることが分る」そしてその三つとは、競争心 Competition——せり合う氣持といふべきか——不信の念 (diffidence) 及び倨傲の心 (Cory) であるといふのである<sup>②</sup>。

しかし、ホッブズのこの様な説明は、吾々をして十分に納得せしめるものとはいえない。競争心についていへば成程、人間は同一事物を目指して相競うものであるとしても——しかも同一事物を相争うという漸定のものであるが、必ずしも必然性をもつていないのであるが——だからといつて、それが必然的に鬭争を生ずることには少しもならない不信の念についても倨傲の心についても然りである。すなはち、ホッブズが諍いの主要原因として挙げた人間の三つの本性は、鬭争の原因の一つではあるかも知れないが、それだけでは充分ではない。かかる本性は、いわば鬭争の必要條件であるとしても、それで充分であるとはいえないし、更に之ら三者が、査してどの様な連關のもとで、人間性として統一せられているかという點についても、ホッブズは殆ど論じていない。要するに人間の本性と鬭争との關係についても、ホッブズの説くところは必ずしも明瞭ではないし、一義的でもないといえよう<sup>③</sup>。

註① Leviathan, Chap. 13, pp. 111—112.

② Ibid., p. 112.

③ Elements of Law. (The Works. Vol. 4.) pp. 81—82.

右に見る様な混亂が存在しているとしても、ホッブズの思案はこれだけで終つてしまつたわけでは決してなかつた。というよりは、かかる混亂すべき何等かの要因が既にホッブズに於て自明のものとして前提されていたが故に、彼はこの様な多岐な説明に止まつていたともいいうるであらう。そしてその要因が、果して何であつたかは、實は、これらの敘述そのものの中にほほ暗示されているところであつたのである。

そういう見地が明かにかがわられるものとして、例へば不信の念と鬭争との關係についての説明をとつて見よう、ホッブズは先に論述した如き論據（人は他からの危険を豫測しこういう危険が大したものでもなくなるまでは他人を抑壓しようとする。それは自分の身の保存に必要な事であり一般に許される）に引續き「しかし乍らなお、自分の身の保障に必要である以上に、征服行為にふけり、其處にあらはれる己の權力を眺めるをもつて快する人間がいる。その爲そういう事がなければ慎しく限度を守つて安樂にしていたという人間も、侵略によつて自分の權力を眺めるを以て快とする人間がいる。その爲、そういう事がなければ慎ましく限度を守つて安樂にしていたという人間も、侵略によつて自分の權力を増大させないという、他からの侵略に對した防禦に止まつていただけでは永くは生存は續けられない事にならう。その結果として他人に對する支配の擴大は人間の生存のために必要となる」と述べている<sup>①</sup>。すなはち、人間はその分を守ることは満足出來ず征服の快感を求めることが、ここでは既に前提されている。それは更に一般化していへば他人に對してやまない性質といへるであらう。この様な基本的性質こそは、不信と鬭争の方程式を成立せしめるものであると同時に又、競争心や名譽心をも鬭争に迄もちきたす要因に他ならないのである。かかる「優越を求むる

心——それはシュトラウスに従つて虚榮 (Vanity) という言葉で呼ぶ事が出来よう——は實際にホッブズの行論の至る所にあらわれているが、しかもそれは、單なる一時的な虚榮心ではなかつた。ホッブズに依れば、全人類の一般的傾向が死に至つてのみ熄む所の、權力に對する無限であり、飽くところを知らない追求でなければならなかつた。

さて、この様な「無限の虚榮」が人間をして闘争においてやるとしても、それが人間の自然的本性であるというのであらうか。然し乍らその様な自然的なものがただちに顯れることはない。虚榮といった性質は地位・名譽・財産等を媒介としてあらはれざるを得ぬものであるからで、その様なものが各人により追求される様な社會でなければならぬ。そこでホッブズにとつては、自然的人間性と考へられた闘争の根因も歴史的制約をうけている人間性であり、それは身分的秩序を脱して自己の欲する所を追求することが許される様になつた社會の人間性であつた。

註① Leviathan, Chap. 13, p. 112.

② Strauss op. cit., p. 11.

③ Elements pp. 202—204.

④ Leviathan, Chap. 11, pp. 85—86.

## 二

次に、ホッブズの所論を通じて、彼の經濟思想に就き概観しよう。彼は獨立の著作として經濟理論を展開してないが、彼は、主著『リヴァイアサン』及び『市民論』に於て經濟思想の展開をなして居る。即ち『リヴァイアサン』第二十四章「國家の榮養及び生殖」及び『市民論』第十三章「統治をなすものの義務に關して」の各章に於て論じている。

その冒頭に於て『國家の榮養は生活の助けとなる物資の豊富と分配とに調整又は準備に及び調整された時は公衆の使用への適當な導管によるこれが運搬に存する』<sup>①</sup>と述べている。又『かの財貨従つて食糧品の數量は自然そのものによつて制限され吾々の共同の母の乳房たる土地と海とから生ずる諸の果實から成立し、神は之を人類に自由にあたへるか、又は、勞働に代へてのみ賣り賜つた……。必要品の豊富は(神の恵みに次いで)ただ人間の經營と勞働とに懸るだけである』<sup>②</sup>一方『市民論』に於ては、ホッブズは致富に必要なものは何か。それは、勞働と貯蓄である。すなはち『市民の致富にとつて必要なものは、勞働と貯蓄の二者である。有用なるものは第三のもの、地と水との自然收入である。第四のもの、戰爭は、時には市民達の財産を増加することもあるが、併しそれを減少せしめることの方が多い。最初の二つのもののみが、必要缺くを得ぬものである。というのは、島の上にあつて、大さは、居住に必要な程度を超えずに、播種なく漁撈も行はれない國家にあつては、ただ商工業によつてのみ富裕となりうるにすぎぬから。更に十六行程後には『戰爭は一種の賭博である』戰爭には利益をうるための賭博の如きであり、それにより市民の財産を失い或ものは財産を得る。だから致富に都合のよいものは三つのもの、すなはち、地と水との果實・勞働及び貯蓄である。コマンダーの義務はそれら三つのものみに關係するだらう。』

其處で彼は資本の三元素に當るべきものを指示している。貯蓄 (Chrift, Parsimonia) は資本に相當する概念であり過去勞働の蓄積された結果を意味した。この『市民論』の論旨の展開からすると、勞働が非常に高く引き出され勞働が中心に、寧ろ土地は遙か後方に匿されている。自然の所産について『普通に財貨と呼ばれるものは、國產品と外國品とからなる。國内品は國家の territory 内からえられるもの。外國品はそれ以外から輸出されるものである』<sup>④</sup>更に引續きホッブズは、交換の發生を論じ貨幣に關して論ずる。即ち『そして金と銀と貨幣以外の何ものでもない。金銀



は、世界中の殆どすべての國々に於て高く評價されているから國家間に於ける凡ゆる他物の適當な尺度である。そして貨幣は（國の元首が如何なる物質で鑄造しようとも）この國の臣民たちの間にあつては、他の總てのもの十分な價值尺度であるこの尺度を手段とすることによつてあらゆる財貨は動産も不動産もすべて人間に伴はれ、平常の居所の内外を問はず、凡て彼の到る所の場所について行く。又、このものは、人から人へと國內を渡り歩き（その通過する際に）そのすべての地方を養い乍ら巡り歩く<sup>①</sup>として金銀は、その價值を素材自體から得るものであるから、第一に凡ゆる場所における諸財貨の共通の尺度として、一國又は少數の國々により、その價值を變へられる事はあり得ない。という特權を持つ。然るに悪い貨幣の方は、容易に變へられたり、悪くされたりすることがある。第二にそれは諸々の國家をして必要に應じ軍隊を動員したり、外國に派遣させ、また臣民の旅行するもののみならず全軍隊にまで、食糧を供給することを得せしめる特權を持つ。然し素材によつてではなく、品位の極印によつて價值の生ずるが如き鑄貨は外形の變化に耐ええないから、ただ國內でだけ通用し得るに止まる。しかも國內に於ても、それは法律の變化を被つて價值を減じ、しばしば之を所有している人々に損害をあたへることがある<sup>②</sup>。即ち以上の所説から『リヴァイアサン』なる人工人間を、貨幣は、血液として、各體内へ榮養を運搬する役割を演じ、國庫は心臟を、歳入歳出は夫々靜脈動脈に相當する。

以上より、交換を論じ、交換の必要から、貨幣を論じ、即價值は同一であつても運搬に不便であつたり、又それらの交換を行ふに當つて換算を示すのに不便であつたりする事から、それらの缺點を補うものとして金銀貨がよいと彼は云う。金銀が貨幣として用いられるのは價值尺度としてであり、貨幣の流通はコモソウエルの血液淨化であると云う。又、貨幣の價值はホップズによれば素材による素材の價值としている。

ホップズは、價格に就いては別にのべていない。彼の人間の價值を論究する所よりその手懸りをうると、人間の價値はすべての物質と同じ様に、其の價格、その能力の使用に對し支拂はれる高であるとしている。故に之は絶對的のものとして見ず、他人の所要及び判断に依頼する。従つて人間に於ても、他の物件に於けると同じ様に、其の價格を決定するものは、賣手ではなくて買手である。しかしその場合賣り手ほどの様に價值を見積つても結局は代人によつては眞の價値以上には評價されない<sup>③</sup>。ホップズによつては交價價值と使用價値の區別はされなかつた。

ホップズによつては、分配を論ずるに當り、所有權の設定の問題を論じている。『榮養分の分配とは、私のもの、あなたのもの、彼のもの、即、所有權の設定を言い、總ての種類の家を通じて主權に屬する。何故なら、國家のない所には（既に述べた如く）各人對隣人の永久の戦があり、従つてあらゆるものは之を獲得し、力によつて保存する人のものとなり、それは所有でもなければ、共同社會（Community）でもなく、不確定（Uncertainty）であるから<sup>④</sup>。』従つて所有の設定は、國家の作用であり、國家は之を代表する人格によるのでなければ何事もなしえないが故にそれは元首の作用たるにすぎない<sup>⑤</sup>。然らば今、元首の至上權と所有權との關係は、前者にふれぬ範圍に於てである。若し元首に對し相手として訴訟する場合『元首は抑々何をなしうるか』ではなく『何をなさんと欲しているか』である。それ故に裁判の判決は、元首の權限に屬す。（市民論六章十五節）此處で注意すべきは土地分配に關しての問題である。それは今後の論説にも關聯してくるのだが、土地の分配は元首に依存する。

次に、ホップズは財政に關して意見を展開しているのを見よう。統治者が租税を無制限に課する權利をば『市民の支配が企てられる前には何人と雖も所有權を持たず、萬物は萬人の共有に屬していた。従つて敢て云う。抑々國家に由らずしてしかも汝が所有を獲得する道があつたか。各人が自己の權利を國家に委任することなくして、國家が之を

獲得する道があつたかと。従つて汝の権利を放棄して之を國民に與へたのである』と述べている。一體然らば、租税とは如何なる性質をもつのであらうか。本來國民の勤便が敵により攻撃により妨害されない様に劍をとつて防衛する人々の報酬以外の何ものでもない。(市民論十二章九節)彼は又租税の賦課について次の如く述べている。(一)租税の負擔は重くしてはいけない。何故なら、その爲に人民は暴動を起すおそれがあるから(市民論十二章九節) (二)の如き場合、貧窮をば人民は自己の怠惰と浪費に歸せず租税の重荷に歸する。(市民論十三章十節) (三)租税の輕減について、ホッブズは民主制より君主制の方がよいとしている。(市民論十章六節) (四)租税は平等に課する事。何故なら租税が高いより壓迫が激しいから。(市民論十三章十節)租税の賦課の對象は營利及所得消費を標準とするが、ホッブズは消費を標準とすべきだと説く。すなはちホッブズに依れば、各人は國家から保護をうけるから、自己の生活資料を獲得したものと怠惰で自己の生活資料を使い果したものと比し、同じでは不平等である。故に後者に課すべきだと云う。即彼は『課税の公平は、同一物を消費する人々の富の公平よりも寧ろ消費されるものの公平より成立つ。何となれば多くの働きその勞働の成果を節約して僅かしか消費をしないものが怠惰に生活し収入少く、而もその得る所と總て消費する者よりも、多く課税されねばならないという事は、そしてその場合、前者が後者よりも、國家がより多くの保護を受けていないという事を認むる時、一體如何なる理由が存在するだらうか？ 然し課税が人々の消費するものに對して爲される場合には、各人は、彼が使用する物に對して公平に支拂ふのである。また國家は私人の奢侈的浪費によつて瞞着されないものである』と、(因みにホッブズは英國で課税の標準を最初に支出に求めた)

最後に、彼の交易並工業に關する所説を顧みよう。國家の交易並に工業に關係を論じ、國家が干渉を法律を以て行ふ場合には國家に國民の眞正の利益を促進する以上には行つてはいけない。即利益を害さない限度で行はるべきだとする。

且、交易に關し、輸出入は對象と場所については國家の指導が必要である。國家に對し各人が、私利で行動する時は迷惑を及ぼす事があるためであると。すなはち、若し、この點に於て、各人が自分自身の意志に従ふ事を許される時は、私の利益にかられて、國家に害を與へ得べきも敵國に賣つたり、國民には或は氣に入るとしても、有害又は、少くとも無益なものを輸入したりするものがないとは限らぬから。』

彼の社會問題に就いての考へ方を、最後に記しておこう。(一)貧窮者に對し——國家は彼等に生活必需品を與へ救済すべきである。若し救済の手を差し延べなかつたら、彼等が極端に窮乏したら、自然の權利として、彼等には掠盜する權利が賦與されるからである。(二)此處は注意すべき點であるが、勞働力ある貧民——即勞働し得る人々には勞働を強制すべきである。そして之に對する對策として、國家にとつて植民の問題が生じて來る。その際留意すべきは植民すべき土地に於て其處に定住せる土着民に對しては、彼等を絶對に絶滅せしめてはならない。ただ彼等に對しては、地域の制限と農耕の制限とをなすべきである。(リヴァアサン三十章)

註① Hobbes, *Leviathan, or The Matter, Form, and Power of a Commonwealth Ecclesiastical and Civil.* は種々版本ありも此處では全集版を用いた。Leviathan, Chap. 24, 232.

② *Ibid.* Chap. 232.

市民論では『市論の致富に必要なものは勞働と貯蓄との二者であり、有用なものは第三者、すなわち地と水との自然収入である。第四者即ち戦争は時によると市民たちの財産を増加する事もあるが、しかしそれを減少せしめることの方が多し。最初の二者のみが必要欠くべからざるものである。蓋し島嶼の上にあつて、大いさは居住に必要な程度を超えず、播種なく漁撈も行はれぬ國家にあつては、ただ商工業によつてのみ富裕となり得るにすぎないから』

*English Works of T. Hobbes, II. Philosophical Rudiments concerning government and Society.* p. 179. (Da)

Cive 十卷十)

- ③ De Cive, Chap. 13. p. 176.
- ④ Leviathan, Chap. 24. p. 233.
- ⑤ Ibid., Chap. 24. pp. 238—239.
- ⑥ Ibid., Chap. 10. p. 76. (水田洋譯「リヴァイアサン」(1)岩波文庫版「四七—八頁」)
- ⑦ Ibid., Chap. 24. p. 233.
- ⑧ De Cive, Chap. IV. 15. p. 58.
- ⑨ Leviathan Chap. 30. pp. 333—334.
- ⑩ Ibid. chap. 24. p. 237.

附 言

以上、ホッブズの經濟論に關して彼の著作を繙いて、忠實に展望して來たが、その論旨甚だ徹底せず、平面的敘述に終つた。續稿に於てホッブズの經濟思想と彼の自然法論との關係を特に彼の『自然狀態論』との關係の下に展開して行こうと思ふ。其處では本稿でいささか觸れた如く、彼の『自然狀態』は當時の市民社會を出發點としているが、それを契機として自然法觀を通じてその經濟論の意味を把握して行きたいと思ふ。出來うれば彼の著作「Behemoth, the history of the causes of the civil War」との關係に於て行く豫定である。

其處では、ホッブズ理論の性格の本質を解明し、あわせて、イギリス重商主義に於ける彼の社會哲學のもつ意味を裏付け、ハテイー、ロックに於ける經濟と政治との關聯の研究への手懸りとしたい。(未完)

資 料

イタリヤにおける社會民主主義と  
ファシスト運動—W. Hilton-young:

The Italian left, a short history of political  
socialism in Italy, 1949. によせる。

飯 田 鼎

- 一、はしがき
- 二、萌芽期のイタリヤ社會主義運動
- 三、イタリヤ社會黨の建設と發展
- 四、戦争、革命そしてファシズム
- 五、地下組織と抵抗運動

一

今日ようやく新しいファシズムの問題が、われわれの重大關心事となろうとしている。わずか十年前ファシズムのためにあれほどひどいめにあつたわれわれが、二度とあのようなあやまちをくりかえしたくないことは云うまでもないが、しかしそれにもかかわらず毎日の新聞やラジオをきいていると、新しいファシズムというものが、それとなく身にひしひしとせまつて來

イタリヤにおける社會民主主義とファシスト運動

五三 (二三七)

るのを感じる。いわゆるファシズムの正體が何であるかについてはすでに多くの書物が書かれ、正しい定義も下されてはいるが、われわれの目前にそれとなくせまつて來る新しいファシズムはそのような古典的なファシズムの定義をもつてしては、もはや説明しつくされないほどのものである。あたかも結核菌が薬に對して抵抗性をそなえて再び侵蝕をはじめると同じように、新しいファシズムは手をかえ品をかえ、あらゆる粉飾をこらして民主主義をうちたおそうとする。新しいファシズムの特徴は、みづから民主主義を口にしたが、民主主義を破壊せようとするもつとも悪質な、もつともいんげんなものであつて、彼等のえせ民主主義こそ新しいファシズムそのものにほかならない。

だがこの新しいファシズムが、現象的にはどんなに古典的なファシズムとちがつているように見えようと、結局においてその本質は同じである。ただそのやり口がより巧妙になつたにすぎないからである。従つてわれわれがよりよく新しいファシズムの本質をつきとめるためには、一九二、三〇年代におけるファシズムがどのようにして發生したか、その歴史的な根據をたずねることはきわめて重要であるといわなければならない。われわれが普通にファシズムと云つた場合まず思い出されるのはドイツのナチズムであり、ヒットラーのやり方はそれほどわれわれの頭に印象づけられているのであるが、ヒットラーもその「わが闘争」のなかで告白しているように、彼自身がファシス